

平成29年8月22日

第11回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第 11 回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 平成 29 年 8 月 22 日 (火) 午後 3 時

場 所 倉吉市役所 第 3 会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 議事議録署名委員の選出

4 議 事

議案第 1 6 号	平成29年度教育費補正予算について……………	1
議案第 1 7 号	倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について……………	4
議案第 1 8 号	倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則の一部改正について……………	8
議案第 1 9 号	平成30年度に使用する小学校教科用図書の採択について……………	13

5 協議事項

(1) 倉吉市小・中学校の適正配置推進計画について……………	16
--------------------------------	----

6 教育長報告

7 報告事項

各課報告 (別紙)

8 その他

9 閉 会

議案第16号

平成29年度教育費補正予算について

次のとおり平成29年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

平成29年8月22日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井 伸一郎

平成29年度補正予算書（抄）
（教育費）

平成29年9月

平成29年度 補正予算説明書 (抄)

平成29年9月

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				特 国県支出金	地方債 その他				
1. 事務局費	254,223	400	254,623			400	使用料及び賃借料	400	自動車借上料
計	256,566	400	256,966			400			

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				特 国県支出金	地方債 その他				
1. 学校管理費	188,303	1,195	189,498			1,195	使用料及び賃借料	1,195	コンピュータースoftware使用料
計	268,974	1,195	270,169			1,195			

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

(単位 千円)

1. 学校管理費	93,638	461	94,099			461	使用料及び賃借料	461	コンピュータースoftware使用料
2. 教育振興費	83,503	994	84,497			994	11. 需用費	994	印刷製本費
計	177,141	1,455	178,596			1,455			

議案第17号

倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

次のとおり倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例、倉吉市立体育施設の設置及び管理に関する条例及び倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

平成29年8月22日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井 伸一郎

倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

【改正理由】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の趣旨にのっとり、同法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付を受けた者の社会参加の促進を図るため、これらの者を入館料の減免対象に加えるよう、倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例、倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例及び倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例に所要の改正を行うものです。

【改正要旨】

- 1 倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 第1条関係
(1) 入館料を無料とする対象者に障害福祉サービス受給者証等の交付を受けた者を追加することとした。 (別表関係)
- 2 倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 第2条関係
(1) 利用料金を無料とする対象者に障害福祉サービス受給者証等の交付を受けた者を追加することとした。 (別表関係)
- 3 倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 第3条関係
(1) 利用料金を無料とする対象者に障害福祉サービス受給者証等の交付を受けた者を追加することとした。 (別表関係)
- 4 この条例は、平成29年10月1日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例(昭和57年倉吉市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表(第6条関係) 1 倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館入館料 略 備考 この表中「高齢者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 1 70歳以上の者 2 身体障害者手帳、療育手帳、 <u>精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証</u> の交付を受けた者及びその介護者 3 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者 2 施設使用料 略	別表(第6条関係) 1 倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館入館料 略 備考 この表中「高齢者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 1 70歳以上の者 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者 3 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者 2 施設使用料 略

(倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和57年倉吉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表(第11条関係) 利用料金上限額 略 備考 1 及び 2 略 3 「高齢者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 ア 70歳以上の者 イ 身体障害者手帳、療育手帳、 <u>精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証</u> の交付を受けた者及びその介護者	別表(第11条関係) 利用料金上限額 略 備考 1 及び 2 略 3 「高齢者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 ア 70歳以上の者 イ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者

4 高齢者等の個人利用に係る照明設備利用料金は、これを徴収しない。

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者

4 高齢者等の個人利用に係る照明設備利用料金は、これを徴収しない。

（倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例（平成17年倉吉市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p>別表（第12条関係） 利用料金上限額</p> <table border="1" data-bbox="188 860 746 1496"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>備考</td></tr> <tr><td>1 及び 2 略</td></tr> <tr><td>3 「高齢者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。</td></tr> <tr><td>ア 70歳以上の者</td></tr> <tr><td>イ <u>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者及びその介護者</u></td></tr> <tr><td>ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者</td></tr> <tr><td>2～4 略</td></tr> </table>	略	備考	1 及び 2 略	3 「高齢者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。	ア 70歳以上の者	イ <u>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者及びその介護者</u>	ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者	2～4 略	<p>別表（第12条関係） 利用料金上限額</p> <table border="1" data-bbox="857 860 1415 1496"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>備考</td></tr> <tr><td>1 及び 2 略</td></tr> <tr><td>3 「高齢者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。</td></tr> <tr><td>ア 70歳以上の者</td></tr> <tr><td>イ <u>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者</u></td></tr> <tr><td>ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者</td></tr> <tr><td>2～4 略</td></tr> </table>	略	備考	1 及び 2 略	3 「高齢者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。	ア 70歳以上の者	イ <u>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者</u>	ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者	2～4 略
略																	
備考																	
1 及び 2 略																	
3 「高齢者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。																	
ア 70歳以上の者																	
イ <u>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者及びその介護者</u>																	
ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者																	
2～4 略																	
略																	
備考																	
1 及び 2 略																	
3 「高齢者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。																	
ア 70歳以上の者																	
イ <u>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者</u>																	
ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者																	
2～4 略																	

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

議案第18号

倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則の一部改正について

次のとおり倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則を一部改正することについて、本委員会の承認を求める。

平成29年8月22日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井 伸一郎

倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則の一部改正について

【改正理由】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の趣旨にのっとり、同法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付を受けた者の社会参加の促進を図るため、これらの者を利用料金の減免対象に加えるよう、倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則について所要の改正を行うものです。

【改正要旨】

- 1 利用料の減免対象者に障害福祉サービス受給者証等の交付を受けた者を追加することとした。
(別表関係)
- 2 この規則は、平成29年10月1日から施行することとした。
(附則関係)

倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則の一部を改正する規則

倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則（平成25年倉吉市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(使用料等の減免)			(使用料等の減免)		
第2条 市長は、次の表の左欄に掲げる教育委員会所管施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事由に該当する場合について、同表の中欄に掲げる使用料等を減額し、又は免除することができる。			第2条 市長は、次の表の左欄に掲げる教育委員会所管施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事由に該当する場合について、同表の中欄に掲げる使用料等を減額し、又は免除することができる。		
教育委員会 所管施設	使用料等	減免事由	教育委員会 所管施設	使用料等	減免事由
略			略		
倉吉交流プラザ	使用料	1 略 2 身体障害者手帳、療育手帳、 <u>精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証</u> の交付を受けた者その他これらに準ずると市長が認める者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者が利用するとき（営利の目的で使用する場合を除く。以下同じ。）。 3 及び4 略	倉吉交流プラザ	使用料	1 略 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他これらに準ずると市長が認める者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者が利用するとき（営利の目的で使用する場合を除く。以下同じ。）。 3 及び4 略
略			略		
2 略			2 略		

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

平成 29 年 7 月 14 日
福祉保健部福祉課

難病患者等への各施設（市町村立）等の使用料減免について

【経過】

平成 25 年 4 月 1 日より制度の谷間のない支援を提供する観点から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）第 4 条の「障害者」の定義に「難病等」が含まれることとなる。

鳥取県は、障害者総合支援法の趣旨にのっとり、「難病法の医療受給者証」及び「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた者の社会参加の促進を図るため、これらの者を、県立（営）施設の使用料減免の範囲に加えることとされた。

○鳥取県は平成 29 年 4 月 1 日関係規則を改正。

○については、県内市町村でも同様の対応について協力依頼がある。

【本市の条例・規則のうち、現在障がい者に係る減免の規定があるもの】

- 倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例
- 倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例
- 倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則
- 倉吉市立伯耆しあわせの郷の設置及び管理に関する条例

条例等に規定されている減免対象者

現 行	1 70 歳以上の者 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者 3 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者
改 正 案	1 70 歳以上の者 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、 <u>特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証</u> の交付を受けた者及びその介護者 3 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者

【利用料減免対象者の推計数】

- 難病患者のうち70歳以上のうち手帳所持15%

$$364 \text{ 人} - 162 \text{ 人} - 30 \text{ 人} = 172 \text{ 人} \cdots \textcircled{1}$$

- 障害福祉サービス受給者

精神障がい うち手帳所持 うち70歳才以上

$$200 \text{ 人} - 159 \text{ 人} - 1 \text{ 人} = 40 \text{ 人} \cdots \textcircled{2} \quad \textcircled{1} + \textcircled{2} \quad \underline{212 \text{ 人}}$$

【参考】倉吉市の難病患者数（平成29年2月現在）

年齢	0～19歳	20～64歳	65歳～69歳	70歳以上	合計
人数	4人	158人	40人	162人	364人

【参考】利用が考えられる団体等

- 全国膠原病友の会鳥取県支部
- 日本ALS協会鳥取県支部、中部ALS患者会
- 全国パーキンソン病友の会鳥取県支部
- あすなろサロン（難病患者と家族のつどい）
- あすなろサロン鳥取
（日本リウマチ友の会鳥取県支部）

議案第19号

平成30年度から使用する小学校教科用図書の採択について

平成30年度から使用する小学校教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第5項の規定により承認を求める。

平成29年8月22日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井 伸一郎

平成30年度に使用する小学校教科用図書(特別の教科 道徳)の選定結果

中部地区教科用図書採択協議会

教科・種目		発 行 者	書 名
特別の教科 道徳	特別の教科 道徳	日本文教出版株式会 社	小学道徳 生きる力

平成29年度 中部地区教科用図書採択協議会

8月7日（月）15時～
倉吉市役所 第3会議室

（選定理由）

道徳 日本文教出版株式会社「小学道徳 生きる力」

- 学校の実態、児童の実態に応じて、柔軟に指導計画が立てられるよう、35（1年生は34）教材と付録教材3～4教材で構成されている。
- 現代社会にふさわしい児童の道徳的価値を育むために、いじめ防止、情報モラル、安全の確保、社会の持続可能な発展等の内容には、それぞれ複数の教材を配置し、指導内容の重点化を図っている。
- 教科書のサイズや文字の大きさ、文章量、挿絵等が児童にとって適切で、効果的に1時間の学習が行えるようになっている。
- 教材文の最後に示されている発問例が、道徳的価値に気づかせ、学んだことを生かしていけるようなものとなっている。
- 教材と連動して示されている「学習の手引き」には、児童の話し合いの様子や役割演技の様子が示されており、問題解決的な学習や体験的な学習をより効果的に進めることができるよう配慮されている。
- 教材と関連した内容や活動を例示している「心のベンチ」コーナーが設けられており、道徳的価値をより深く、多面的・多角的に考えられるよう工夫されている。
- 自らの成長の記録を蓄積していくことができるよう道徳ノートが付属している。また、自分の考えと友達の考えを比較できるよう、道徳ノートに自分と違う意見やいいなと思う友達の考えを記録できるようになっている。

1 現在の状況

(1) 「倉吉市立小学校適正配置推進計画」の推進

4月22日 倉吉市民全体説明会 「倉吉市小中学校適正配置」について

5月～7月 地区別説明会 各地区「倉吉市小中学校適正配置協議会の設置について」
・今までの経緯と協議会の設置について説明、10名程度のグループ討議

(2) 倉吉市立小学校適正配置協議会の立ち上げ

- 該当の自治連協議会長、保・幼・小学校PTA会長に協議会の委員の推薦依頼をする。(8月～)
- 各団体から協議会の委員の推薦を受けて委嘱し、小学校適正配置協議会を立ち上げる。(9月)
- 協議会委員の推薦が出ない場合は、教育委員会から委員を委嘱する。

2 今後の進め方

(1) 基本方針

- 「倉吉市立小学校適正配置推進計画」の基本的な方針は変わらない。
- ・適正配置協議会の立ち上げの地区説明会では、地区内での意見調整ができていないため、時間が必要の声。
- ・鳥取中部地震により財政面の状況を見る必要があり、実施時期は3年以上ずれ込む可能性がある。

(2) 市民への説明

- ・時期 現在は地震対応に精一杯のため、もう少し時間が必要。
- ・内容 学校の適正配置だけではなく、倉吉市をどうするのかという視点が必要。
- ・方法 倉吉市自治連協議会、保・幼・小学校PTAと連携して実施。

(3) 具体的推進計画

8月 各地区小学校適正配置協議会の立ち上げ(成徳・明倫・灘手、高城・北谷・社、小鴨・上小鴨)
各学校間の交流学习・集合学習の試行(9月補正予算に計上)

9月 地区別説明会(5月～7月)で意見交換された資料の配付 各戸配布
倉吉市立小学校適正配置推進の現状と課題(A3版表裏印刷) 各戸配布

- ・平成30～31年度 統合準備委員会の設置(統合校の具体的姿の協議)、統合校の整備 ⇒ 延期
- ・平成32年4月 開校予定

(4) 第二期「倉吉市教育振興基本計画」の見直し

- ・平成30年学校教育審議会に諮問予定の「中学校の適正規模、校区の再編を含めた校区のあり方」について、中学校だけを議論するのか、現在までの小学校適正配置推進状況を踏まえた小中学校適正配置とするか。

参考 「倉吉市教育振興基本計画」の第二期(平成28年度～平成32年度)

5 学校の適正配置の推進

児童生徒数の減少を踏まえ、子どもたちが望ましい成長をするための学校の適正配置について、学校教育審議会からの答申を基に市民との意見交換を重ね、推進していきます。

- 「倉吉市立小・中学校の適正配置の具体案【草案】」(平成25年3月)を基に、別に教育委員会が定める「倉吉市立小学校適正配置推進計画」により、平成28年～32年度に段階的に行うよう推進します。
 - ・平成28年度 各地域で小学校適正配置協議会を設置し、住民と協議
 - ・平成29年度 各地域で小学校統合準備委員会を設置し、住民と協議
 - ・平成30年度～31年度 統合に向けて必要な教室等の施設を整備し、統合の準備を推進
 - ・平成32年度 統合校の開校
- 中学校の適正規模、校区の再編を含めた校区のあり方について、学校教育審議会で検討し、検討した結果について広く市民の意見を聞き、今後の方向性を出していきます。
 - ・平成30年に「中学校の適正規模、校区の再編を含めた校区のあり方」について、学校教育審議会に諮問し、答申を受けます。
 - ・平成32年に、出された答申を基に広く市民の意見を聞き、今後の方向性を出します。